

説明書

業務名	佐賀県金融広報委員会等に関する広報業務及び講演会開催業務
履行期間	契約締結日から令和8年12月28日(月)まで
履行場所	佐賀県金融広報委員会事務局が認めた場所
契約上限額	3,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)
説明会	実施しない
質問書提出期限	令和8年7月8日(水)午後5時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和8年7月15日(水)午後5時まで
提案書提出期限	令和8年7月23日(木)午後5時まで
プレゼンテーション	令和8年7月29日(水)
最優秀提案者の決定	令和8年8月3日(月)

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書(様式第2-1号又は2-2号) 1部
- イ 共同事業体協定書(様式第2-3号) 1部 ※共同事業体の場合のみ
- ウ 誓約書(様式第3号) 1部
- エ 会社概要等がわかる資料(パンフレットで可) 1部
- オ 業務実績書(様式第4号) 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記の質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、持参、郵送(配達記録が残る場合に限る)、FAX又は電子メールにより提出すること。FAX、電子メールにより送信を行った場合は、当事務局に質問書が到達したことを確認すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類(正本1部 副本6部)

- ア 表紙(様式第5号)

- イ 提案書（任意様式）
 - ウ 実施スケジュール案（任意様式）
 - エ 業務実施体制表（任意様式）
 - オ 見積書（任意様式）※数量、単価等、広報業務と講演会開催業務の別が把握できる見積額の内訳を明示すること。
- (2) 作成にあたっての注意事項
- ア 提案書はA4判とすること。
 - イ 提案書は、説明書及び仕様書の記載事項を満たすものとし、別紙「評価基準」の項目に沿った内容とすること。
- (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (5) 提出は持参又は郵送による。
- (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は2人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。
- (3) 参加者毎の開始時間などの詳細は別途参加者に連絡する。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、実施体制の評価が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若し

くは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度、当事務局と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、佐賀県の個人情報を取り扱う事務の委託基準（令和5年3月31日付け法私第4802号法務私学課長通知）に準拠して行うものとする。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に準拠して執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり。

9 添付書類

- (1) 公示の写し
- (2) 仕様書
- (3) 評価基準
- (4) 各様式

10 問い合わせ

連絡先 佐賀県金融広報委員会 事務局（担当 宮崎）
住 所 〒840-0815 佐賀県佐賀市天神三丁目2-11
電 話 0952-25-7059
ファックス番号 0952-24-9567
電子メールアドレス saga@shiruporuto-net.jp